

令和2年第2回三笠市議会定例会

令和2年6月12日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 折笠弘忠氏
 - 4番 只野勝利氏
 - 3 会期の決定
 - 令和2年6月12日
 - 令和2年6月19日8日間
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 教育行政報告
 - 5 議 事
 - 6 延会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・教育行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 | 報告第3号及び報告第4号について |
| 日程第 6 | 報告第5号から報告第9号までについて |
| 日程第 7 | 報告第10号について |
| 日程第 8 | 報告第11号及び報告第12号について |
| 日程第 9 | 議案第27号 三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第28号 三笠市議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第29号 令和2年度三笠市一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第12 | 議案第30号から議案第32号までについて |
| 日程第13 | 議案第33号から議案第36号までについて |

日程第 1 4	議案第 3 7 号から議案第 4 2 号までについて
日程第 1 5	議案第 4 3 号 老人福祉施設木質バイオマスボイラー設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第 1 6	議案第 4 4 号 三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について
日程第 1 7	議案第 4 5 号 三笠市公平委員会委員の選任について
日程第 1 8	議案第 4 6 号から議案第 5 0 号までについて
日程第 1 9	議案第 5 1 号から議案第 6 0 号までについて

○出席議員（10名）

議 長	8 番	武 田 悌 一 氏	副議長	7 番	谷 内 純 哉 氏
	1 番	赤 川 征 視 氏		2 番	浅 尾 三 吉 氏
	3 番	折 笠 弘 忠 氏		4 番	只 野 勝 利 氏
	5 番	畠 山 幸 氏		6 番	澤 田 益 治 氏
	9 番	儀 惣 淳 一 氏		1 0 番	谷 津 邦 夫 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	西城賢策氏	副 市 長	右 田 敏 氏
総務福祉部長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局長	金子 満 氏	総 務 課 長	藤 井 陽 一 氏
市民生活課長	中 川 学 氏	企画財政部長	小 田 弘 幸 氏
企画調整課長	三 好 智 幸 氏	税務財政課長	柳 谷 忍 氏
経済建設部長	松 本 裕 樹 氏	農 林 課 長	渡 辺 俊 文 氏
建設課長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局次長	力 弓 晃 継 氏	教 育 長 兼 教育委員会次長事務取扱	高 森 裕 司 氏
学校教育課長兼 給食センター所長兼 高校生レストラン統括室長	阿 部 文 靖 氏	高等学校事務長	東 清 明 氏
病院事務局長	高 田 進 氏	消 防 長	下 村 義 則 氏
監 査 委 員	内 田 克 広 氏	監査委員事務局長	豊 口 哲 也 氏

○出席事務局職員

議会事務局長	中 原 保 氏	議 会 係 長	若 月 厚 志 氏
主任主事	青 山 初 美 氏		

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和2年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番折笠議員及び4番只野議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 冒頭、世界各国、全国各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々へ心からのお悔やみを申し上げますとともに、今なお闘病の中にある方々へのお見舞いを申し上げます。また、最前線で厳しい闘いを強いられておられる医療関係者並びに福祉関係職場の皆様など、関係する全ての皆様に心よりの敬意と感謝を申し上げる次第であります。

それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、3月31日付で医師職2名、部長職4名のほか7名が退職し、4月1日付で部長職1名の採用、部長職4名、課長職14名、係長職28名の人事異動、5月1日付で部長職1名、課長職2名の人事異動の発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第2号の市工事についてであります。岡山地区雨水調整池整備工事ほか9件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

その中で、岡山地区雨水調整池整備工事につきましては、従前からこの場所の雨水対策については課題となっておりまして、今年度、対策も図っているものであります。工期が12月20日までとなっておりますが、お盆過ぎ頃には流量調整に関する部分の工事が完了することから、治水効果は発揮されるものと考えております。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(武田悌一氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第2号経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

次に、教育行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について(監報第2号)

◎議長(武田悌一氏) 日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第3号及び報告第4号について

◎議長(武田悌一氏) 日程の5 報告第3号及び報告第4号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号及び報告第4号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第5号から報告第9号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の6 報告第5号から報告第9号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第5号三笠市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告から報告第9号令和2年度三笠市一般会計補正予算(第2回)の専決処分まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第5号三笠市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処

分の報告についてであります。今回の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、同法の題名及び条項を引用する規定を整理するものであります。

施行期日は令和2年4月1日ですが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により、令和2年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第6号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

今回の改正は、個人住民税に関する改正のほか、加熱式たばこ等と既存の紙巻きたばこの税負担の均衡を図るための課税方式の見直し、所有者不明土地への使用者課税、新築住宅特例等を延長するものであり、4月1日からの賦課に適用する必要があるため、令和2年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第7号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、個人番号の通知カードが廃止されたことにより、再交付をする際の手数料の規定を削除したものであります。

5月25日から適用する必要があるため、令和2年5月22日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第8回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、令和元年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額114億1,252万9,000円に3億5,000万円を追加し、予算の総額を117億6,252万9,000円としたものであります。

内訳については、特別交付税が国への働きかけにより増額決定となったことなど、予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から令和2年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第9号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第2回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症による対策費用として、既定予算額98億388万9,000円に8億7,473万円を追加し、予算の総額を106億7,861万9,000円としたものであります。

内訳については、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付、小規模事業者等に対する支援金の給付となり、諸般の事情から令和2年4月30日に専決処分を行ったものであります。

報告第6号から報告第9号については、いずれも本来であれば議会提案すべきところがありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第5号から報告第9号までについて、一括して質疑を受けます。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 報告第9号特別定額給付金について何点かお聞きしたいのです。三笠市は本当に全国でもいち早く支給されて、行政の迅速な対応と職員が献身して早く努力されたことに本当に敬意を払いたいと思います。

それで、期限が8月5日でしたか。になっていますけれども、申請書を送付して戻ってきた数とか、あと届いたけれども、まだ申請されていない数というのは現時点ではどのくらいになりますかね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（金子 満氏） 特別定額給付金、現段階ではおよそ97%手続きが終わってございます。今ほどおっしゃっていただいたように、我々4月30日に審議していただいて、そして進めてきたということで、早めの手続きが取れたかなと思ってございます。

件数的に、ちょっと記憶ですけれども、100件切りました。残りは90件程度だったと思います。戻ってきたというのは、たしか8件ほど戻られたかなと。これについては我々調査しようがない部分となってしまうので、もし申出がございましたら、手続きを取るといようなことになってございます。

期限が8月6日までというふうにしてございますので、その期限内に我々も残る90件程度の部分について、また周知させていただいて、手続きのほうを促していきたいなと思ってございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） よろしくお願ひします。

残り100件切ったということで、人の力も借りれば結構話もできるのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第5号三笠市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

これより討論、採決に入ります。

報告第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第6号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第6号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第7号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第7号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第8号令和元年度三笠市一般会計補正予算(第8回)の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第9号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第9号令和2年度三笠市一般会計補正予算(第2回)の専決処分については、承認

することに決定しました。

◎日程第7 報告第10号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第10号令和元年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第10号令和元年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

今回の報告は、令和元年度補正予算で議決を受けている販売促進施設整備事業費、GIGAスクール環境整備事業費の小学校分、中学校分及び高等学校分に係る繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を令和2年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第10号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第10号については報告済みとします。

◎日程第8 報告第11号及び報告第12号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第11号及び報告第12号についてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第11号及び報告第12号については、報告済みとします。

◎日程第9 議案第27号 三笠市長等の給料等条例の一部を 改正する条例の制定について

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第27号三笠市長等の給料等条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第27号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民の深刻な影響を重く受け止め、その対策に資するため、特別職の期末手当の減額について、必要な改正を行うものがあります。

改正の内容は、特別職の令和2年6月の期末手当について、市長が30%、副市長が20%、教育長が15%減額とするものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第27号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第10 議案第28号 三笠市議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の制定について

◎議長(武田悌一氏) 日程の10 議案第28号三笠市議会議員報酬等条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、議会運営委員会正副委員長からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、澤田議員から提案理由の説明を求めます。

澤田議員、登壇願います。

(議会運営委員会委員長澤田益治氏 登壇)

◎議会運営委員会委員長(澤田益治氏) 議案第28号三笠市議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表して提案説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、三笠市議会としてスピード感のある取組を行政とともにやってきたところではありますが、市民への深刻な影響を重く受け止め、その対策に資するため、議員の期末手当の減額について、必要な改正を行うものがあります。

改正の内容は、令和2年6月期末手当について10%減額とするものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願いを申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

本案については、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第28号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号 令和2年度三笠市一般会計補正
予算(第3回)について

◎議長(武田悌一氏) 日程の11 議案第29号令和2年度三笠市一般会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第29号令和2年度三笠市一般会計補正予算(第3回)につ

いて、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額106億7,861万9,000円に変更はなく、歳出において、三笠市長等の給料等条例及び三笠市議会議員報酬等条例の一部の改正に伴い、議員報酬及び特別職の給与費をそれぞれ減額するものであり、この減額分と同額を財政調整基金積立金で調整するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第29号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第29号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第12 議案第30号から議案第32号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第30号から議案第32号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第30号新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための三笠市災害等の減免等条例の臨時特例に関する条例の制定から議案第32号三笠市国民健康保険条例及び三笠市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第30号新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための三笠市災害等の減免等条例の臨時特例に関する条例の制定についてであります。本条例は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、市民に及ぼす影響の緩和を図るため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、相当な収入の減収等の事実がある場合、国または北海道の技術的助言を参酌して市長の定める基準に基づき、災害等の減免等条例の適用を可能とするものであります。

施行期日は、公布の日とするものであります。

次に、議案第31号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるため、地方税法等が一部改正となったことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、まず市税全般に関して、徴収猶予を受けることができる特例を設けるものであり、個人の市民税に関しては、イベントの中止等による払戻しを放棄した場合に、その金額を寄附金税額控除の対象とするとともに、住宅の購入等をしたものの入居・工事が遅れた場合、住宅借入金等特別税額控除の特例を設けるものであります。

そして、固定資産税については、中小事業者等の認定先端設備等導入計画の認定を受けた場合の軽減の適用範囲と期限を延長するものであり、軽自動車税については、現在適用している環境性能割の特例措置を延長するものであります。

施行期日は、公布の日とするものであります。

最後に、議案第32号三笠市国民健康保険条例及び三笠市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、就労できなかつた期間のうち、就労を予定していた日数に平均給与日額を乗じた額の3分の2の額を支給するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上、議案第30号から議案第32号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第30号から議案第32号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第33号から議案第36号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第33号から議案第36号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第33号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定から議案第36号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第33号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、介護保険法施行令の改正を踏まえ、介護保険料の軽減強化を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、介護保険料における低所得者が該当する区分について、保険料の減額を行うものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

次に、議案第34号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例及び三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、当該基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、特定地域型保育事業者等による卒園後の連携施設の確保について卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不用とするほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

次に、議案第35号三笠市放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、当該基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員の認定資格研修に、中核市の長が実施する研修を加えるものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

最後に、議案第36号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地の除却に伴う規定の整理を行うものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

以上、議案第33号から議案第36号について一括して提案説明といたしますので、御

審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第33号から議案第36号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第37号から議案第42号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第37号から議案第42号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第37号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第4回）から議案第42号令和2年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第37号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第4回）についてですが、今回の補正は、既定予算額106億7,861万9,000円に1億1,675万9,000円を追加し、予算の総額を107億9,537万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、中小企業振興貸付金、空き家等適正管理事業、GIGAスクール環境の整備など、総務費から教育費までの7款において必要な経費を措置するものであります。

財源については、基金積立金のうち財政調整基金積立金を減額し、措置するものであります。

次に、議案第38号令和2年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてですが、今回の補正は、既定予算額12億3,440万7,000円に551万5,000円を追加し、予算の総額を12億3,992万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給及び同感染症の影響において収入減少した被保険者の保険料減免に伴う令和元年度分の保険料の一部を還付するため、必要な措置を行うものであります。

一方、歳入については、歳出と同額の特定財源を措置するものであります。

次に、議案第39号令和2年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてですが、今回の補正は、既定予算額14億2,897万5,000円に変更はなく、歳

入については、低所得者保険料の負担軽減に伴い、介護保険料1,031万2,000円を減額し、一般会計からの繰入金を措置するものであります。

次に、議案第40号令和2年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、国庫補助事業の追加に伴い、必要となる予算を追加するものであります。

まず、収益的支出については、国庫補助事業の追加に伴い、資産減耗費171万4,000円を増額するものであります。

次に、資本的収入支出であります。資本的収入については、国庫補助金を805万円、企業債を1,700万円増額し、資本的支出については建設改良費2,510万円を増額するものであります。この結果、資本的収入支出差引きによる不足額は1億2,761万8,000円となります。これに伴う補填財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第41号令和2年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、昨年度に引き続き、三笠3号幹線排水対策調査検討委託費を追加するものであります。

その内訳として、資本的支出について築造工事費を700万円増額するものであり、この結果、資本的収入支出差引きによる不足額は2億3,525万2,000円となります。これに伴う補填財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

最後に、議案第42号令和2年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度」を活用し、医療用機械器具等の整備に必要となる予算を追加するものであります。

まず、収益的収入支出において、収益的支出のうち、医業費用について診療材料費として110万1,000円を増額し、また、資本的収入支出において、資本的支出のうち建設改良費について資産購入費として335万5,000円を増額するとともに、当該事業の財源として、収益的収入及び資本的収入に一般会計からの繰入金を措置するものであります。

以上、議案第37号から議案第42号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第37号から議案第42号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

**◎日程第 1 5 議案第 4 3 号 老人福祉施設木質バイオマスボ
イラー設備改修工事（機械設備工事）請負契約
の締結について**

◎議長（武田悌一氏） 日程の 1 5 議案第 4 3 号老人福祉施設木質バイオマスボイラー設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第 4 3 号老人福祉施設木質バイオマスボイラー設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

今回の契約は、5 月 2 2 日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

請負金額は 1 億 7, 1 3 8 万円で、請負人は株式会社日新工業三笠営業所であります。

本工事は、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上の請負契約となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 4 3 号老人福祉施設木質バイオマスボイラー設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

**◎日程第 1 6 議案第 4 4 号 三笠市固定資産評価審査委員会
補欠委員の選任について**

◎議長（武田悌一氏） 日程の 1 6 議案第 4 4 号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第 4 4 号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につ

いて、提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員納口秀則氏が令和2年5月12日付で辞任の届出がありましたことから、地方税法第423条第4項の規定により、その補欠の委員として石井高行氏を令和2年5月15日付で選任したため、同法第423条第5項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、補欠の委員に選任しましたので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第44号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については、承認することに決定しました。

◎日程第17 議案第45号 三笠市公平委員会委員の選任について

◎議長（武田悌一氏） 日程の17 議案第45号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第45号三笠市公平委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員小林優子氏から令和2年4月24日付で辞任の届出があったことから、その後任者として新たに小林信子氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。
続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第18 議案第46号から議案第50号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の18 議案第46号から議案第50号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第46号から議案第50号までの三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員の任期満了に伴い、その後任者として引き続き、牛丸雅一氏、小林和子氏、新たに末吉広樹氏、そして市の職員からは引き続き、金子満氏、藤井陽一氏を選任するため、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

議案第46号から議案第50号までの三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任について、お諮りいたします。

初めに、議案第46号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第47号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第48号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第49号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

最後に、議案第50号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

以上、議案第46号から議案第50号までの三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

(6番澤田益治氏 退場)

◎日程第19 議案第51号から議案第60号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の19 議案第51号から議案第60号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第51号から議案第60号までの三笠市農業委員会委員の任命について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市農業委員会委員の任期満了に伴い、その後任者として、岩谷秀人氏、澤田益治氏、清水隆徳氏、千葉俊行氏、床岡達也氏、富田和整氏、納口秀則氏、野見山朋秀氏、山崎正広氏、渡邊康祐氏を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市農業委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

議案第51号から議案第60号までの三笠市農業委員会委員の任命について、お諮りします。

最初に、議案第51号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第52号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第53号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第54号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第55号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第56号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第57号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第58号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第59号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

最後に、議案第60号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

以上、議案第51号から議案第60号までの三笠市農業委員委員の任命については、同意することに決定しました。

(6番澤田益治氏 入場)

◎延 会 の 議 決

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、6月15日に継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 異議なしと認め、延会することに決定しました。

◎延 会 宣 告

◎議長(武田悌一氏) 本日は、これもちまして延会します。

御苦労さまでした。

延会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員